

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の 推進に関する法律実施要綱

(趣旨)

第1条 この実施要綱は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号。以下「法」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(認定)

第2条 法第3条第2項の規定による認定の申請は、特定地域づくり事業協同組合認定申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書に添付する地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号。以下「規則」という。）第1条第1項第4号（規則第5条の規定により添付する場合も含む。）に掲げる事業計画は様式第2号及び様式第2号-2、収支予算は様式第3号によるものとする。
- 3 規則第1条第1項第7号の規定する書類は、組合員名簿とする。

(市町村の長の意見聴取)

第3条 法第3条第5項（法第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長からの意見は、特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書（様式第4号）を提出して行うものとする。

(変更の認定)

第4条 法第5条第2項の規定による変更の認定の申請は、特定地域づくり事業協同組合変更の認定申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書に添付する規則第4条第2号に掲げる事業計画は様式第2号及び様式第2号-2、収支予算は様式第3号によるものとする。

(変更の届出)

第5条 法第5条第5項の規定による変更の届出は、特定地域づくり事業変更届出書（様式第5号）を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書に添付する規則第1条第1項第5号に掲げる書類について、設立後最初の決算期を終了していない事業協同組合の届出に係る場合は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表をもって代えることができる。

(認定の有効期間更新)

第6条 法第6条第5項の規定による認定の有効期間更新の申請は、特定地域づくり事業協同組合認定有効期間更新申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。

(廃止の届出)

第7条 法第8条の規定による廃止の届出は、特定地域づくり事業廃止届出書（様式第6号）を提出して行うものとする。

(事業計画等)

第8条 法第11条第1項の規定による事業計画は様式第2号及び様式第2号－2, 収支予算は様式第3号によるものとする。

2 法第11条第2項の規定による事業報告書は様式第7号及び様式第7号－2, 収支決算書は様式第8号によるものとする。ただし, 収支決算書については, 当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書をもって代えることができる。

(身分証明書)

第9条 法第12条第2項に規定する証明書は, 様式第9号による。

附 則

この実施要綱は, 令和2年9月11日から施行する。

附 則

この実施要綱は, 令和3年3月30日から施行する。

附 則

この実施要綱は, 令和7年12月19日から施行する。